

最大級の日本法オンラインサービス

Westlaw Japan

ウエストロー・ジャパン(株)が提供する「Westlaw Japan」は、リーガルリサーチにおいて必要となる多岐にわたる法律情報、資料群—法令、判例、審決等、書籍・雑誌、文献情報、ニュース記事—を過去から最新情報まで収録し、多彩な検索・表示機能とともに提供する法律情報総合オンラインサービスとして、広く活用されている。今回は、いま注目度の高いビジネス弁護士の1人である、桃尾・松尾・難波法律事務所の松尾剛行氏に、その活用術についてお話を伺った。

リーガルリサーチの重要性

—業務において重要視しているポイントと、そのポイントにおいてリーガルリサーチがどのように関わるか、教えてください。

松尾：実務で弁護士が依頼される案件をリーガルリサーチの観点から分類すると、徹底的に調べるべき案件と、既存のノウハウから具体的な事案に即したアドバイスをする案件があると承知しています。

徹底的に調べるべき案件としては、例えば、一見不利な先例、文献等がある場合に、さまざまな判例・裁判例、文献等を渉猟することで、有利な議論につなげる場合等があります。

これに対し、既存のノウハウから具体的な事案に即したアドバイスをする案件としては、法的にはいわゆる実務的な「落としどころ」がある程度固まっている場合に、その事案の具体的な事実関係を法務の皆様と整理しながらその「あるべき落としどころ」に向けて進めていく方策をアドバイスする場合等があるでしょう。

もちろん、具体的な事案においてはその両方の要素が多少あり、その中間のどこかになることが多いものの、あえて類型化するとこのようにいえるでしょう。

リーガルリサーチは、前者の徹底的に調べるべき案件において重要な役割を果たします。私は、弁護士1年目で先例がない事件を担当させて頂きました。その際は、ひと夏をかけて「その論点についてのすべての文献を総ざらいする」という徹底的な



松尾剛行弁護士(桃尾・松尾・難波法律事務所)

リーガルリサーチをしました。ここまでの徹底的なリサーチをすべての案件で行うわけではないものの、この経験が私のリーガルリサーチの原点です。

他サービスを上回る
Westlaw Japanの特徴

—先生の業務において、Westlaw Japan が貢献しているところを教えてください。

松尾：徹底的に調べるべき案件のリーガルリサーチについては、事務所が契約しているものと、個人で

●Proサーチとは？

2つ以上の検索語の間の文字数及び語順を指定して、検索結果を絞ることができます。

- 複数の検索語の間に入る文字数を1文字～255文字以内で指定できます。
- 検索語の並び順を指定できます。

第2 事案の概要
本件は、原告X1(以下「原告X1」という。)が、被告との間の別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)についての賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という。)により本件建物を賃借していたところ、原告らが、被告との間で本件建物についての借賃契約を締結し(以下「本件売買契約」という。)、売買代金を支払ったと主張して、被告に対し、本件売買契約に基づき、原告らの共有持分を各2分の1とする所有権移転登記手続を求めるとともに、原告X1が、本件売買契約によって本件賃貸借契約を終了したため、支払済みの賃料が過払になっていると主張し

契約しているもの等さまざまなデータベースを利用していますが、Westlaw Japan は他のデータベースにない下級審裁判例を集めていることが多く、利用頻度が高いです。「要旨」の「被引用判例」を見ると、例えば、最高裁判決が下された後に、当該最高裁判決を引用した下級審裁判例を把握することで下位規範を理解することができます。

また、特許庁、公正取引委員会、国税不服審判所、労働委員会等の審決等も「審決等」タブを見ることで検索できるので便利です。

—Westlaw Japan には、裁判官の履歴などに関する情報を掲載していますが、活用する機会がありますか？

松尾：事件を担当される裁判官の方のこれまでの経歴、例えば専門部在籍のご経験は、訴訟業務を行ううえで参考になります。また、着任時期の情報から、概ねではありますが、将来の異動予定を把握することもでき、便利です。

—先生から企業法務部の皆さんにおすすめするコンテンツや機能は何でしょうか？

松尾：Westlaw Japan の「判例」の「条件検索」タブの右にある「データファイル」タブは、類型が限定されていますが、賠償額等で検索できて便利です。また、「条件検索」のProサーチとして「検索語間」の文字および「語順」を指定できることから、2つの検索キーワードがある程度近いところにある場合のみを探せるのも気に入っています。

今後のサービス向上に熱視線

—Westlaw Japan に期待するポイントは何でしょうか？

松尾：判例のオープン化は、Westlaw Japan が他のデータベースにない下級審裁判例を集めているという現時点における他のデータベースと比較した場合の強みを相対的に弱めるのではないかと、思われます。今後は、UI、UX といったユーザの体験を重視し、定評のある「判例データベース」ではなく、真の「総合法律情報データベース」となり、どのようなリーガルリサーチでも「とりあえず Westlaw Japan を叩こう」と思えるようになることを期待します。

—ウエストロー・ジャパンについて、どのような企業イメージをお持ちですか？

松尾：製品・サービスの質が良い、信頼性がある、顧客ニーズの対応に熱心であるというイメージを持っていますが、今後も引き続きそのイメージが維持・向上していくことを期待します。

ウエストロー・ジャパン株式会社

〒105-0003
東京都港区西新橋3-16-11
愛宕イーストビル4階

HP : <https://www.westlawjapan.com>

▶お問い合わせ

TEL:0120-100-482(月～金 9:00-18:00)

E-mail:support@westlawjapan.com

